

## 謝金等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆいの事業等に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲等)

第2条 本規程は、当団体が主催する講演会・研修等において、当団体が依頼した講演や講座を行う講師等に対する講演等謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金、一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

### (謝金の支払基準)

- 第3条 講演等謝金、助言謝金、執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。
- 講演等謝金及び助言謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実動時間とする。
  - 講演等謝金及び助言謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
  - 執筆謝金について、400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して標準単価を適用する。
  - 執筆謝金の最小単位は0.5枚(200字)とし、端数については100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。
  - 本条の規定に関わらず、講師等に別に定める基準がある場合はその基準を適用することができるほか、外部委託事業等により本条で定める標準単価によりがたい場合は、事業統括並びに事務局長が必要と認める範囲で支払うことができるものとする。

### (旅費等の費用弁償)

- 第4条 旅費(宿泊料を含む)及び当団体の依頼に関連して負担した費用のうち代表理事がその必要性を認めたものについては実費を支払うものとする。
- 前項の費用について請求しようとする講師等は、当該費用について支払いの事実が確認できる領収書等の証憑書類を添えて、当団体に請求書を提出することを要する。

### (支払方法)

- 第5条 謝金の支払いについては、講師等が指定する金融機関口座への振り込みにより行う。
- 謝金の支払いにあたっては、法令の定めるところに従い所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払うものとする。
  - 前項の規定に関わらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。
  - 前条で定める旅費等については、謝金と併せて支払うものとする。

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。

別 表

区 分		単 位	標準単価
講演等謝金	講演等	1時間あたり	30,000円
	講座等	1時間あたり	15,000円
助言謝金		1時間あたり	15,000円
執筆謝金		400字（原稿用紙1枚）あたり	2,000円